

情報提供

那医発第 370 号
令和 7 年 10 月 8 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

副 会 長 喜納 美津男



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応に関する疑義
解釈資料の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖 医 発 第 8 6 9 号
令 和 7 年 9 月 2 9 日

地区医師会担当事 殿

沖縄県医師会
副会長 平安 明



医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応 に関する疑義解釈資料の送付について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応に関する
疑義解釈資料の送付についての通知となっております。

本年 9 月 19 日より、利用環境が整った医療機関・薬局においては、スマートフォンでの
マイナ保険証（健康保険証の利用登録を行ったマイナナンバーカードをいう。）によるオン
ライン資格確認が開始されておりますが、厚生労働省より、医療機関等の窓口におけるス
マートフォンでのマイナ保険証への対応に関する疑義解釈資料について周知依頼がありま
した。

当該疑義解釈資料においては、マイナ保険証として利用可能なスマートフォンによるオ
ンライン資格確認の環境を整備していない医療機関に、スマートフォンのみ持参した患者
への対応として、患者に 10 割の負担を求めるのではなく、当該スマートフォンからその場
でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面で保険資格が確認できれば、
患者に対して 3 割等の一定の負担割合を求めた上で、当該保険資格でレセプト請求を行う
ことが可能である旨が示されております。

なお、上記のように、マイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面によっ
て資格確認を行うケースにおいては、マイナナンバーカードによるオンライン資格確認を行
うことができないため、マイナナンバーカードと、マイナポータルの資格情報の画面や資格
情報のお知らせで資格確認を行う場合と同様、医療 DX 推進体制加算の要件となる「レセ
プト件数ベースマイナ保険証利用率」には反映されない点にご留意ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方
につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応に関する疑義解
釈資料の送付について（令和 7 年 9 月 19 日（日医発第 1039 号）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第1039号（保険）
令和7年9月19日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
（公印省略）

医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応
に関する疑義解釈資料の送付について

本年9月19日より、利用環境が整った医療機関・薬局においては、スマートフォンでのマイナ保険証（健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカードをいう。）によるオンライン資格確認が開始されることとなりましたが、厚生労働省より、医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応に関する疑義解釈資料について周知依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

当該疑義解釈資料においては、マイナ保険証として利用可能なスマートフォンによるオンライン資格確認の環境を整備していない医療機関に、スマートフォンのみ持参した患者への対応として、患者に10割の負担を求めるのではなく、当該スマートフォンからその場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面で保険資格が確認できれば、患者に対して3割等の一定の負担割合を求めた上で、当該保険資格でレセプト請求を行うことが可能である旨が示されております。

なお、上記のように、マイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面によって資格確認を行うケースにおいては、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができないため、マイナンバーカードと、マイナポータルの資格情報の画面や資格情報のお知らせで資格確認を行う場合と同様、医療DX推進体制整備加算の要件となる「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」には反映されない点にご留意ください。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応に関する疑義解釈資料の送付について

（令7.9.18 事務連絡 厚生労働省保険局医療課、医療介護連携政策課）

(別添)

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 18 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部) 御中
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応に
関する疑義解釈資料の送付について

医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応について、
今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連
絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

(別添)

医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応

問 マイナ保険証（健康保険証の利用登録を行ったマイナナンバーカードをいう。）として利用可能なスマートフォンによるオンライン資格確認の環境を整備していない場合に、スマートフォンのみ持参した患者に対して、どのように対応すればよいか。

(答)

- スマートフォンの読み取りの環境が未整備の医療機関等においては、実物のマイナナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことが基本となるが、患者が医療機関等の状況を事前に確認できず、スマートフォンしか持参せずに受診した場合には、やむを得ない場合の対応として、患者に10割の負担を求めるのではなく、当該スマートフォンからその場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面で保険資格が確認できれば、患者に対して3割等の一定の負担割合を求めた上で、当該保険資格でレセプト請求を行うことは可能である。

問 マイナ保険証として利用可能なスマートフォンでオンライン資格確認を行った場合、医療DX推進体制整備加算の要件となるレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に反映されるのか。

(答)

- 患者のスマートフォンをカードリーダーで読み取ってオンライン資格確認を行った場合、マイナ保険証の利用者数として計上されるため、社会保険診療報酬支払基金から通知するレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に反映される。
- スマートフォンによるオンライン資格確認の運用は、令和7年9月19日から開始されることから、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率への反映は、令和7年11月に社会保険診療報酬支払基金から通知される令和7年12月適用分からとなる。
- なお、何らかの事情でスマートフォンによるオンライン資格確認が行えず、当該スマートフォンからその場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面によって資格確認を行う場合は、マイナナンバーカードによるオンライン資格確認が行えず、マイナナンバーカードと、マイナポータルの資格情報の画面や資格情報のお知らせで資格確認を行う場合と同様、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率には反映されない。